

居宅介護支援事業重要事項説明書

1.当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 03-3939-6944 (8:30から17:30)

電 話 03-3939-0101 (上記の営業時間外)

担 当 関根 律子・小林 麻衣

2.運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。

その運営に際しては利用者宅を訪問し要介護者の有する能力や提供を受けている居宅サービス
そのおかれている環境等の課題分析を通じて自立した日常生活営むことが出来るように「居宅
サービス計画」等の作成及び変更をします。

3.居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	医療法人社団叡有会 安田病院 居宅介護支援事業所
所在地	東京都板橋区成増一丁目13番6号3階
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (1371912443号)
サービスを提供する実施地域※	板橋区・練馬区・北区 ※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 事業の運営及び業務全体の管理(介護支援専門員と兼務あり)

介護支援専門員 1名以上 居宅介護支援サービス等に係る業務

(3) 営業時間

月曜日～金曜日 8:30から17:30まで

(ただし祝日及び12月30日～1月3日までを除く)

(4) 第三者評価の実施なし

(5) その他運営に関する重要事項

当事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

一 採用時研修 (採用後2ヵ月以内) 二 継続研修 (年2回以上)

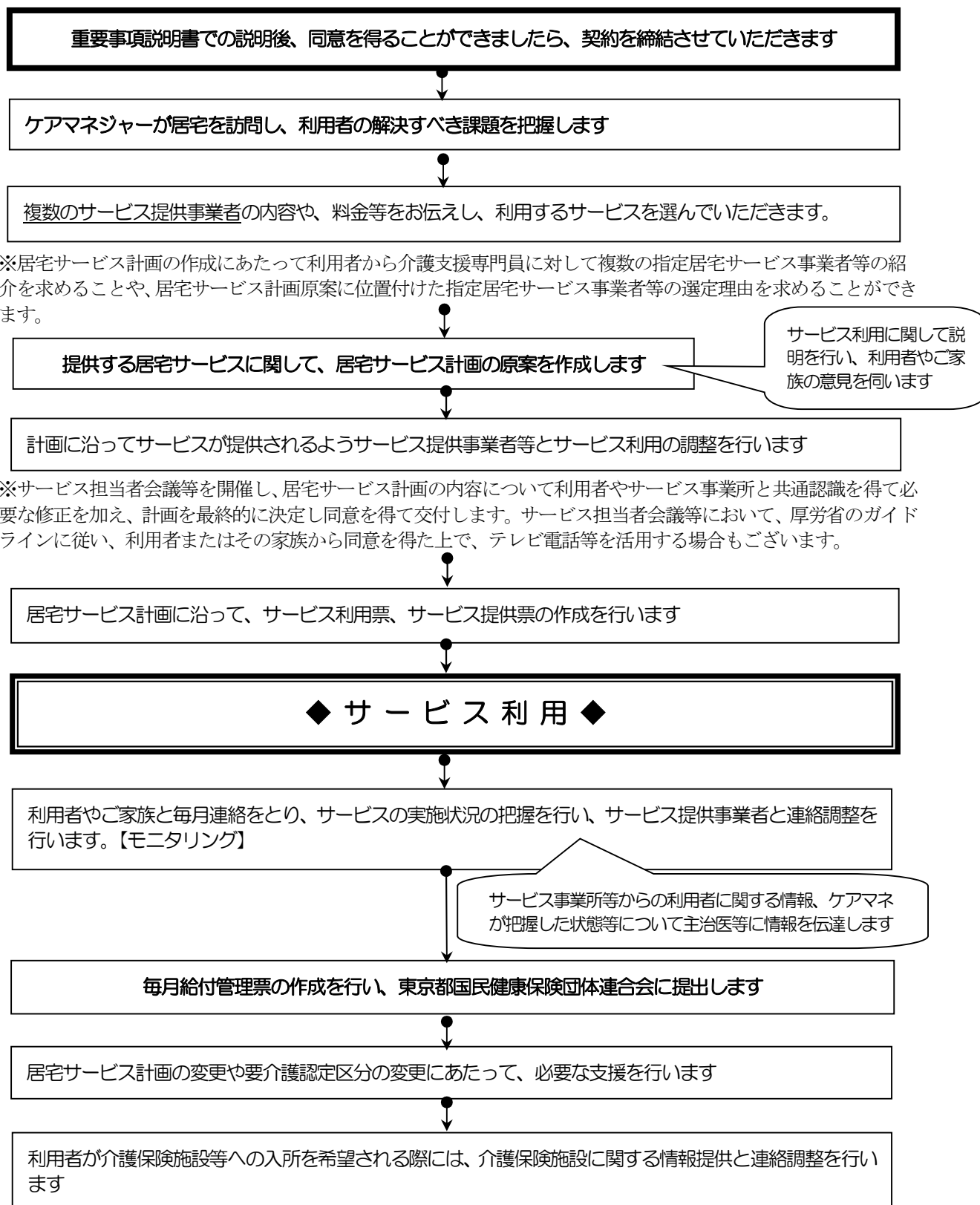
4.居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 居宅サービス計画の作成と給付管理

介護保険サービスについて、相談を受けます



当事業所に関すること、居宅サービス計画作成の手順、サービスの内容等に関して説明を行います



※介護保険制度及び介護に関し、随時ご相談に応じます。

(2) 医療機関及び主治医との連携

利用者及び家族が医療系のサービス利用を希望される場合等は、関連する医療機関や主治医の意見を求めた上で、居宅サービス計画を作成し、交付します。

また利用者が病院等の医療機関に入院の際には、入院先の医師と情報を共有し、円滑な在宅復帰を支援します。担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該医療機関にお伝えいただくようご協力下さい。

(3) その他サービス提供に関する内容

①利用者のサービス選択に基づき、当事業所の認知症対応力向上の為の研修受講状況、事業所の取組状況を介護サービス情報公表制度において公表を求めることができますようにします。

②公正中立を図る事から過去6ヶ月のプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用及び同一事業者によって提供された割合を記載し保管します。

③生活援助の訪問回数が多いケアプランについて、サービス担当者会議を行い、適正な利用を検証し年に一度保険者に届出を提出します。

(4) サービスの終了

①利用者の都合でサービスを終了する場合

文書または口頭でお申し出下さい。いつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情によりサービスを終了する場合は、終了1か月前までに文書または口頭で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

③自動終了

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）または要支援と認定された場合。
- ・サービスを3か月以上利用しなかった場合。
- ・利用者が死亡した場合。

④その他

利用者及び家族等が当事業所や介護支援専門員に対し、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了させていただく場合がございます。

5.利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

(居宅介護支援費)

介護支援専門員取扱件数45件未満の場合

要介護1・2 12,380円 要介護3・4・5 16,085円

別紙：重要事項説明書別紙①参照

(2) 交通費

前記3の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超え1km毎に210円必要となります。

(3) 解約料

利用者は申し出ることにより本契約を解約することができ、解約料金はかかりません。

6.サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

また、介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

事業所相談窓口 苦情対応責任者（関根 律子） 電話 03-3939-6944

(2) その他の窓口

板橋区介護保険苦情相談室 電話 03-3579-2079

北区介護保険課給付係 電話 03-3908-1119

練馬区役所保健福祉サービス苦情調整委員 電話 03-3993-1344

東京都国民健康保険団体連合会 電話 03-6238-0177

(3) 苦情対応

苦情があった場合は直ちに連絡を取り詳しい情報を聞くとともに担当者およびサービス事業者から事情を確認します。管理者が必要と判断した場合は検討会議を実施し検討結果及び具体的な回答を苦情主訴者に伝え納得がいくような理解を求めます。

7.秘密保持

(1) 事業者、介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者、及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 事業者は、利用者及びその家族の有する問題や解決すべき課題等についてのサービス担当者会議等において、情報を共有するために利用者及び家族の個人情報を用います。

8.事故発生時・緊急時対応

利用者の容体変化、事故等の緊急事態が生じた場合は、迅速に家族、主治医、救急隊、区市町村等に連絡し、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には必要な損害賠償を行います。自己過失によらない場合や、利用者に重過失がある場合にはこの限りではありません。

9.虐待の防止のための措置

当事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じます。

(1) 虐待の防止に係る対策を連投するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知いたします。

(2) 虐待の防止のための指針を整備します。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話措置等を活用して行うこともできるものとします。

10.身分携行義務

介護支援専門員は常に身分証を携行し、提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

12.記録の整備

事業所は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成し整備する事とし、サービス提供を終了した日から5年間保存します。

13.衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- (2) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

14.業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務計画の変更を行います。

15.ハラスメント対策について

- (1) 事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動で、業務上職員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を行います。
- (2) 契約者（利用者）、家族または身元保証人からの事業所やサービス従業者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスの利用を一時中止及び契約を直ちに廃止させていただく場合があります。

16.当法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団 叡有会
代表者役職指名	理事長 安田 武史
所在地	東京都板橋区成増一丁目13番9号
電話番号	03-3939-0101

(付属別紙1) 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を受けることができます。

1. 提供する居宅介護支援について

- (1) 利用者が要介護認定までに、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- (2) 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- (3) 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- (1) 要介護認定後、この契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し解約料はいただきません。
- (2) 利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続します。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、契約は終了します。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合は、保険給付とならないサービスにかかる費用の全額を、利用者においてご負担いただくことになります。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明し、同意を得、交付しました。

事業者 所在地 東京都板橋区成増一丁目13番9号
 名 称 医療法人社団 叡有会
 理事長 安田 武史

事業所 所在地 東京都板橋区成増一丁目13番6号3階
 名 称 医療法人社団叡有会 安田病院 居宅介護支援事業所
 説明者

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者 住 所 _____
 氏 名 _____
代筆者 住 所 _____
 氏 名 _____
 利用者との関係 _____

※利用者等の押印について、求めないことを可能とします。